

農地中間管理事業の5年後見直しについて

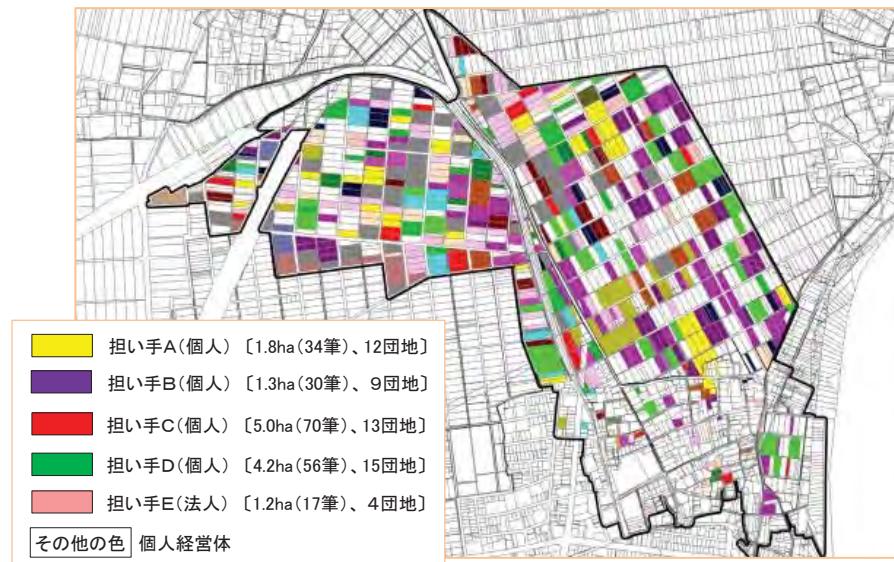
平成30年11月
農林水産省

I 農地バンク事業の現状と課題—概観—

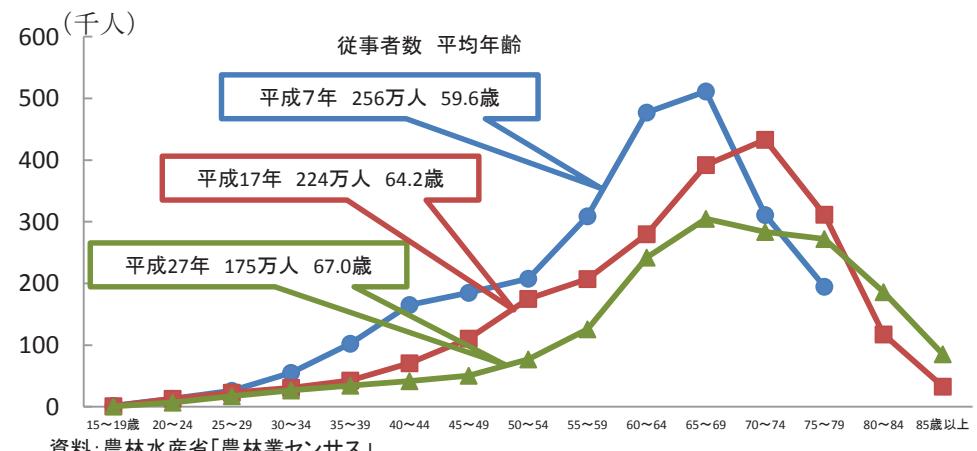
(1) わが国の農地の状況について

- わが国の農地利用の特色である分散錯図（小規模の農地が互いに入り組んで分散している状態）を解消し、人手不足の中で、担い手による効率的な農地利用、スマート農業の実施等により、生産コストの低減と農地の維持を図っていくことが必要。

○ N県N市M地区の事例



○ 年齢別基幹的農業従事者数の推移



注1: 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者をいう。

注2: 平成7年は75歳以上を詳細化していないため、上図の平成7年の「75~79」は75歳以上の値である。

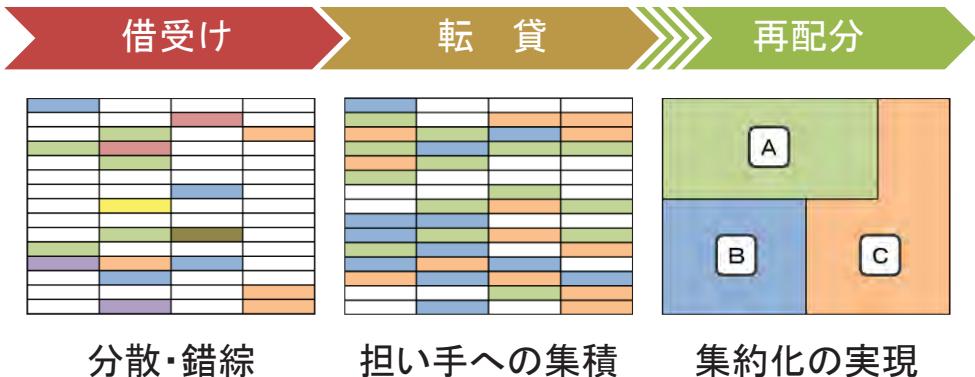
(2) 農地中間管理事業の5年後見直し

- 農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）は、こうした問題を解消するため、
 - ① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
 - ② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
 - ③ 借り受けている農地を管理し、
 - ④ まとまった形で転貸し、
 - ⑤ その後、再配分機能により集約化を実現する仕組みとして創設された。
- 農地バンク事業は、その根拠法の附則により、施行（H26.3.1）後5年を目途として、
 - ① 農地バンク事業及び関連する事業の在り方全般、
 - ② 地域における協議の場の円滑な実施を図るための措置の在り方について検討することとされている。

「集積」 …利用する農地を拡大すること
(分散錯囲を解消しなくてもよい。)

「集約化」 …分散錯囲を解消すること

【農地中間管理機構による農地の集積・集約化のイメージ】



農地中間管理事業の推進に関する法律
(平成25年法律第101号) (平成26年3月1日施行)

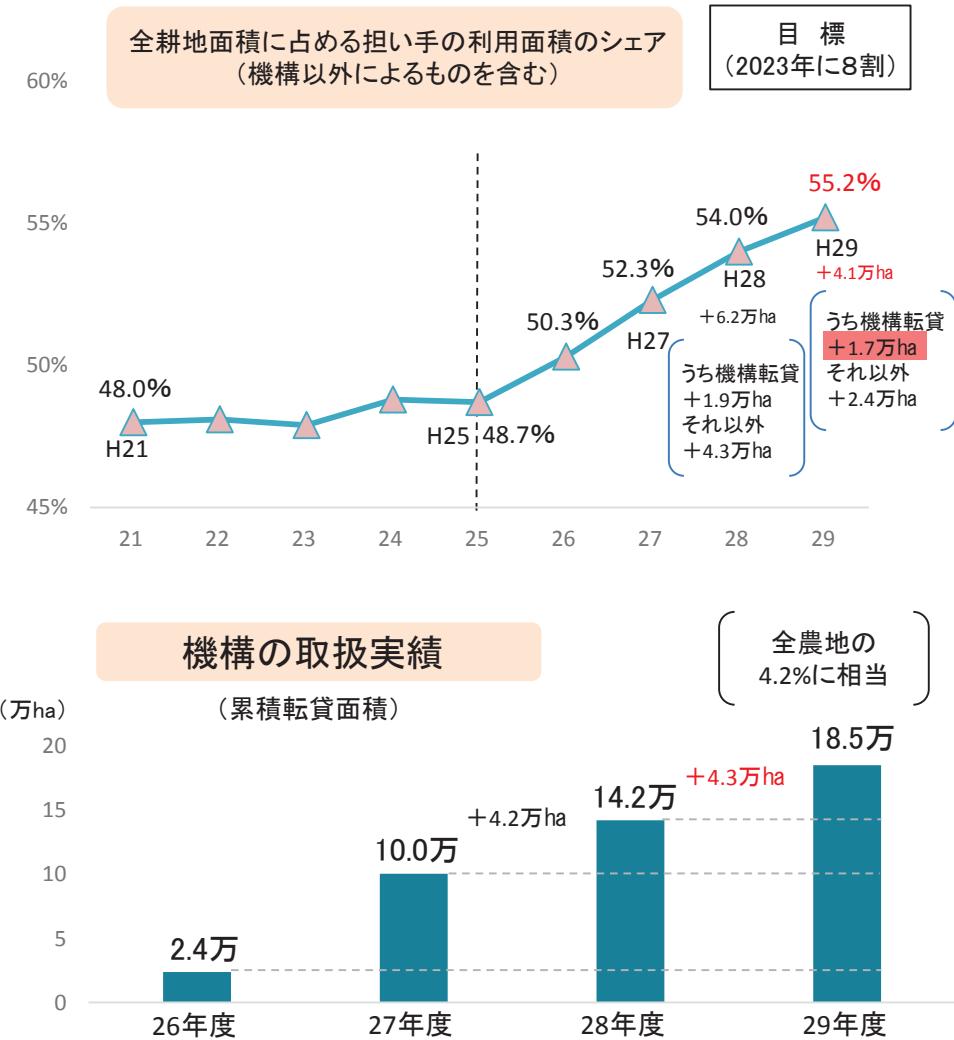
附則（抄）

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第26条第1項の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、同項に規定する協議の場に關し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 担い手への農地集積の状況①

- 農地バンク事業を開始した平成26年度以降、
担い手への農地の集積面積は再び上昇に転じ、平
成29年度は4.1万ha増加（そのうち農地バンク事
業によるものは、1.7万ha）し、そのシェアは
55.2%となった。
- 2023年に全耕地面積に占める担い手への利用
面積のシェアを8割にするという目標の達成のた
めには、設立当初から10年かけて年間14万haず
つの新規集積が必要である。
- 担い手による農地の集積・集約化を更に促進す
る観点から今回の5年後見直しを考えていく必要
がある。

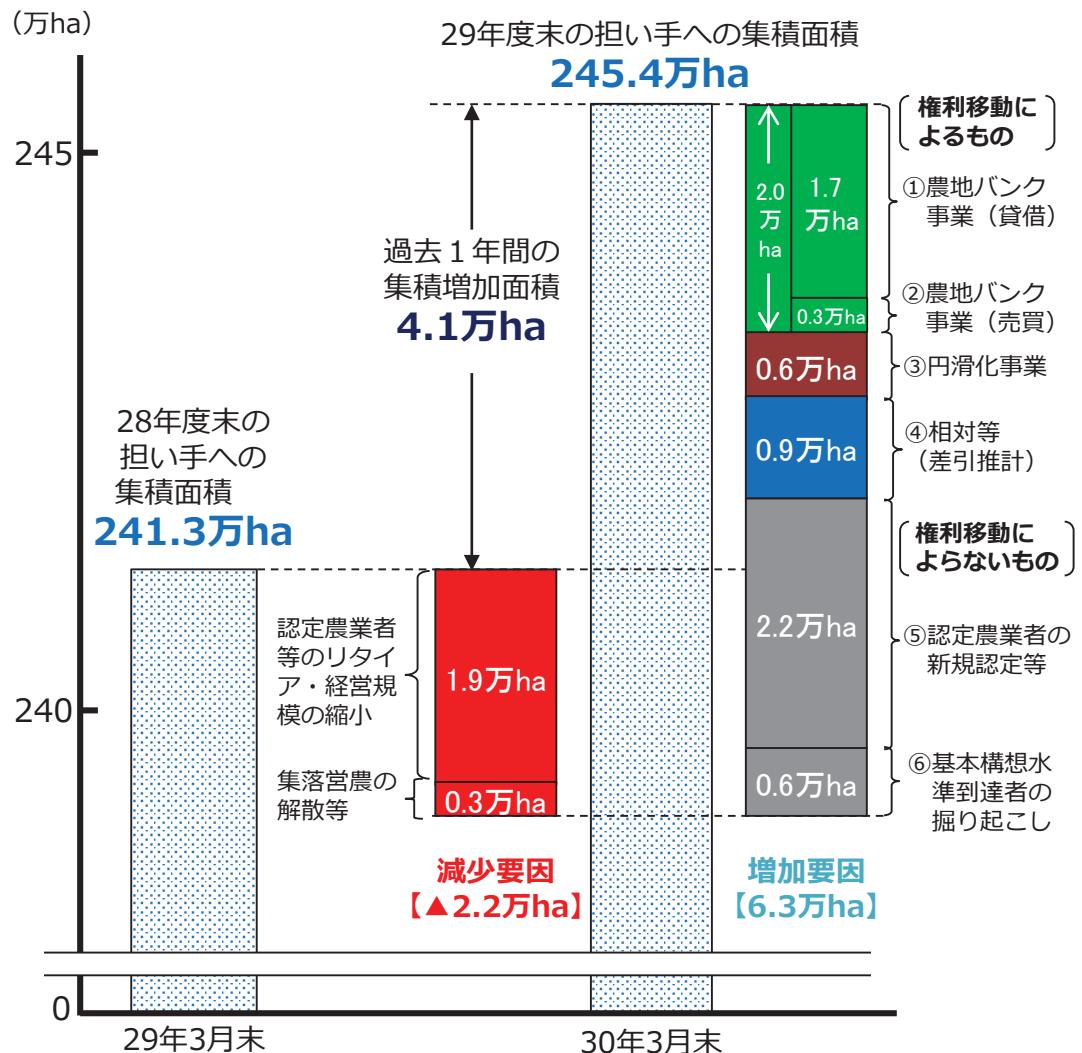


(3) 担い手への農地集積の状況②

- 担い手への農地集積の状況を細かく見ると、
 - ① 農地の権利移動によるもののうち、農地バンク事業によるものが過半を占めている一方で、
 - ② 認定農業者や集落営農組織の動向によっても担い手への農地集積が変動している。

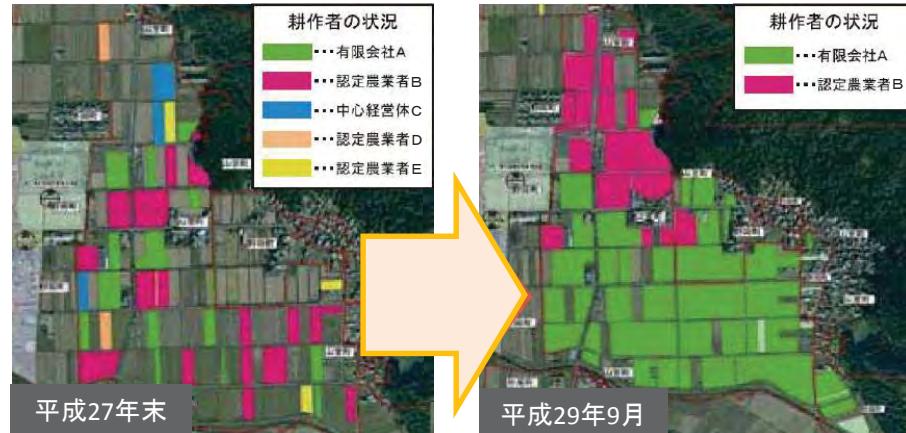
- 農地バンク事業の見直しに当たっては、機構の在り方と併せて、
 - ① 担い手にとって使いやすい仕組みを全体としてどのように構築していくか、
 - ② 近年、深刻さを増している人手不足の状況を踏まえ、地域農業の担い手をどのように確保育成していくか、を総合的に検討していく必要がある。

【平成29年度の担い手への農地集積面積の内訳】



(4) 農地バンク事業活用のメリット①

- 農地バンク事業では、機構がいったん借りた農地の転貸先を変更できるため、その後の農地の再配分を機動的に進めることができる。
- 実際に、
① 機構が10年以上の権利を取得し、地域の話し合いが進むに従って農地を再配分することにより、分散錯囲を解消した事例が出てきている。



【F県 E市の事例】

27年末	・農地バンク事業の説明会を契機に地域の話し合いが何度も行われ、2名の担い手に農地集積することで合意。																																																												
27年12月～29年9月	・機構は、市や地区内の農業法人等と共に地域の話し合いを継続的に進め、話し合いの合意に沿って、順次、配分計画(12回)を公告。 この過程で、転貸農地の入れ替えも実施。																																																												
	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">配分計画の決定日</th><th colspan="2">計画の概要</th></tr><tr><th>貸付先</th><th>転貸農地</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>27年12月</td><td>有限会社A</td><td>0.8ha(5筆)</td></tr><tr><td>2</td><td>28年2月</td><td>有限会社A</td><td>0.3ha(1筆)</td></tr><tr><td>3</td><td>28年3月</td><td>有限会社A</td><td>3.1ha(16筆)</td></tr><tr><td>4</td><td>28年11月</td><td>有限会社A</td><td>3.0ha(21筆)</td></tr><tr><td>5</td><td>28年11月</td><td>認定農業者B</td><td>7.5ha(49筆)</td></tr><tr><td>6</td><td>28年12月</td><td>認定農業者B</td><td>0.9ha(4筆)</td></tr><tr><td>7</td><td>28年12月</td><td>認定農業者B</td><td>2.5ha(16筆)</td></tr><tr><td>8</td><td>29年2月</td><td>認定農業者B</td><td>0.3ha(1筆)</td></tr><tr><td>9</td><td>29年2月</td><td>有限会社A</td><td>0.2ha(3筆)</td></tr><tr><td>10</td><td>29年2月</td><td>有限会社A</td><td>4.9ha(33筆)</td></tr><tr><td>11</td><td>29年2月</td><td>認定農業者B</td><td>1.4ha(5筆)</td></tr><tr><td>12</td><td>29年9月</td><td>認定農業者B</td><td>0.2ha(2筆)</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td></td><td>25.1ha(156筆)</td></tr></tbody></table>				配分計画の決定日	計画の概要		貸付先	転貸農地	1	27年12月	有限会社A	0.8ha(5筆)	2	28年2月	有限会社A	0.3ha(1筆)	3	28年3月	有限会社A	3.1ha(16筆)	4	28年11月	有限会社A	3.0ha(21筆)	5	28年11月	認定農業者B	7.5ha(49筆)	6	28年12月	認定農業者B	0.9ha(4筆)	7	28年12月	認定農業者B	2.5ha(16筆)	8	29年2月	認定農業者B	0.3ha(1筆)	9	29年2月	有限会社A	0.2ha(3筆)	10	29年2月	有限会社A	4.9ha(33筆)	11	29年2月	認定農業者B	1.4ha(5筆)	12	29年9月	認定農業者B	0.2ha(2筆)	合計			25.1ha(156筆)
	配分計画の決定日	計画の概要																																																											
		貸付先	転貸農地																																																										
1	27年12月	有限会社A	0.8ha(5筆)																																																										
2	28年2月	有限会社A	0.3ha(1筆)																																																										
3	28年3月	有限会社A	3.1ha(16筆)																																																										
4	28年11月	有限会社A	3.0ha(21筆)																																																										
5	28年11月	認定農業者B	7.5ha(49筆)																																																										
6	28年12月	認定農業者B	0.9ha(4筆)																																																										
7	28年12月	認定農業者B	2.5ha(16筆)																																																										
8	29年2月	認定農業者B	0.3ha(1筆)																																																										
9	29年2月	有限会社A	0.2ha(3筆)																																																										
10	29年2月	有限会社A	4.9ha(33筆)																																																										
11	29年2月	認定農業者B	1.4ha(5筆)																																																										
12	29年9月	認定農業者B	0.2ha(2筆)																																																										
合計			25.1ha(156筆)																																																										
	・地区内農地の約8割が2名の担い手に集約され、分散錯囲が解消。 〔集積面積・集積率: 5ha(13%)→28ha(77%) 1団地の平均面積: 0.1ha→3.8ha〕																																																												

(4) 農地バンク事業活用のメリット②

- さらに、
 - ② 機構・県・市等が中心となって地域の話し合いを進め、圃場の条件整備を行い、農地の集積・集約化につなげた事例



■ 担い手A(個人) [10.8ha(123筆)、9団地]
■ 担い手B(個人) [0.8ha(8筆)、2団地]
■ その他の色 個人経営体

【S県K市の事例】

～ 26年8月	<ul style="list-style-type: none">・地区内の農地は小区画かつ分散しており、非効率な営農状況。非担い手が多く、担い手も高齢化・後継者不足の状況。
26年9月 ～ 27年8月	<ul style="list-style-type: none">・地元農家が市に将来の担い手確保の必要性について問題提起。市と農家組合で耕作者に対しアンケートを実施。農地の集約化を望む意見が多かったことから、機構の活用を検討。・機構・市が地元説明会を開催。・農家組合長と大規模な担い手が中心となり、地域の話し合いを進め(計9回)、機構の活用と併せて集約化の効果を高める簡易な基盤整備事業(農地耕作条件改善事業)の導入を決定。・基盤整備については、簡易な工事(畦畔の除去)であることから、機構自ら工事を実施。
27年9月 ～	<ul style="list-style-type: none">・基盤整備工事を行い、10a → 50～70aに区画を拡大(畦畔除去23ha)。・話し合いからほ場の区画拡大、担い手への転貸まで約1年で実施。・順次農地を担い手に集積し、将来的には、1名の担い手に集積する予定。 <p>〔集積面積・集積率: 6.6ha(23%) → 11.4 ha(39%) 平均経営面積: 3.3ha → 5.7ha 団地数: 106団地 → 38 団地〕</p>

(4) 農地バンク事業活用のメリット③

○ また、

- ③ 数は少ないが、担い手が不足している地区において、地域との連携の下に機構を活用して県外から企業を誘致した事例も出てきている。



(参考)機構からの転貸先(平成29年度)

	機構からの 転貸 計 ①	うち地域外か らの参入者 ②	割合 (②／①)
面積(ha)	46,537.7	1,308.9	2.8%
経営体数	29,095	1,272	4.4%

※地域内・外の「地域」とは、借受希望者の募集を行った区域をいう。

【I県N市の事例】

26年7月 ～ 27年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「農業参入総合支援プログラム」を平成26年度より開始し、企業の誘致を開始。 N市も耕作放棄地の解消や発生の未然防止の観点から農業参入者(法人・企業)の誘致活動を行っていた。 そのような中、北陸での生産拠点を探していた、I県に本社を置く有限会社Aが、①農地バンク事業により迅速に栽培適地を用意できること、②当該プログラムによる手厚い支援があること、等から当地区への参入を決定。
27年4月 ～	<ul style="list-style-type: none"> 企業側の要望を踏まえ、機構、県、市が中心となり、地域の話し合いを行い、まとまりのある農地12haを先ず確保し、農地バンク事業を活用し転貸。 その後の更なる規模拡大についても、機構と市が農地の出し手の意向を把握しつつ、荒廃農地の再生も図りながら進めていき、目標の30haに到達した。 企業の参入により、3人の地元雇用を創出した。今後、生産した野菜を加工するための工場を整備し、さらに地元雇用を拡大する予定。 <p style="margin-left: 20px;">〔集積面積・集積率:0ha(0%) → 32 ha(15.4%) 平均経営面積: 0ha → 32ha (担い手は当該法人のみ)〕</p>

(5) 他事業との連携強化等

- 農地バンク事業については、その推進を図るため、
①他の事業との連携強化、②関連する諸制度の創設
等を年々行ってきた。

実施年度	他の事業との連携強化	農地整備事業(公共)との 予算連携率	関連する諸制度の創設
27	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保・経営強化支援事業(H27補正)について、ポイント加算 ・農業競争力強化基盤整備事業、農業基盤整備促進事業について、優先配分 ・農地耕作条件改善事業について、機構の重点実施区域を対象 	4割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>固定資産税の税制改正</u> <ul style="list-style-type: none"> ①機構に貸し付けた農地の課税軽減 平成28年度より実施、12,121ha(平成29年) ②遊休農地の課税強化 平成28年度より実施、74ha(平成29年)
28	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体育成支援事業について、ポイント加算 	5割	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会改革の実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月に農業委員会法を改正し、<u>農地利用最適化推進委員</u>を新設。平成30年度中に全ての農業委員会が新制度に移行予定。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹好循環形成総合対策事業について、優先採択 	6割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農家負担のない農地整備事業</u>の創設 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月に土地改良法を改正。平成30年度新規地区:33地区。
30	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金について、ポイント加算 ・次世代施設園芸拡大支援事業について、ポイント加算 	7割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>相続未登記農地</u>であっても、全ての相続人を調べることなく、簡易な手続で最長20年間機構が借りることが可能な制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月に基盤強化法を改正。平成30年11月16日施行予定。

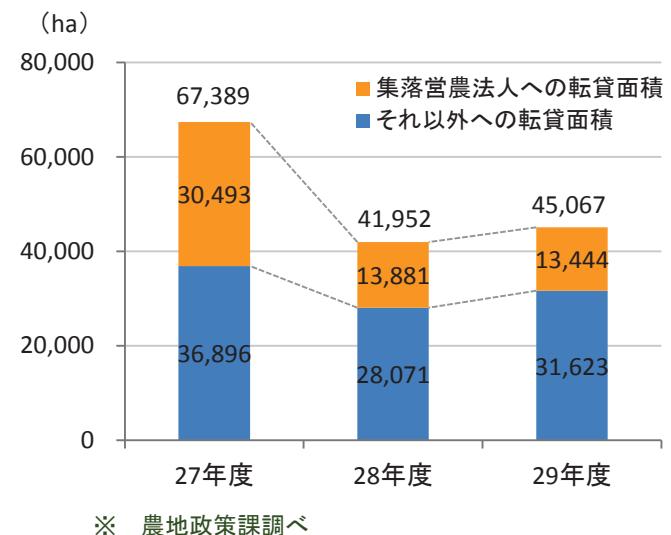
(6) 農地バンク事業の課題

- 他方、農地バンク事業については、以下のような課題があり、今回の見直しにおいて改善が必要である。

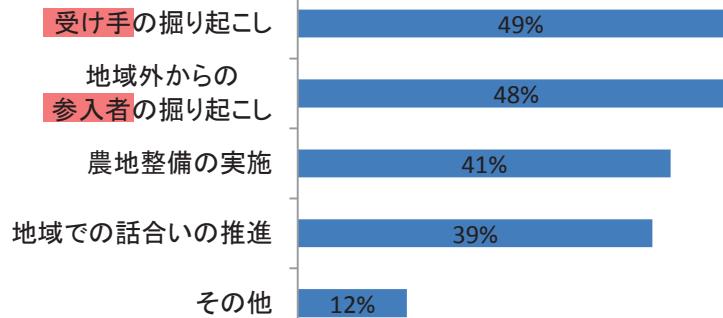
1. 農地の集積・集約化の前提となる、地域内での話合いが低調

- ・ 農地の集積・集約化の気運が以前からあった平場の水田地帯の集落営農での事業の活用が一巡し、今後は新たに地域の話合いから始めなければならない地域が多い。
- ・ 高齢化・人口減少によって、話合いに住民を集めることすら難しい集落もある。
- ・ 特に中山間地域では、農地の出し手ばかりが多く、農地を受ける担い手がない状況。

都府県における機構の転貸実績



中山間地域における機構の活用を進めるために必要なこと



出典：農地中間管理機構の活動状況等に関するアンケート調査
(市町村向け調査)

(6) 農地バンク事業の課題（つづき）

2. 農地バンク事業の手続等に関する不満が多い

- 農地バンク事業について、担い手や現場の事業担当者からは、
 - ① 借入・転貸の手續を簡素化してほしい
 - ② 配分計画の縦覧の廃止・期間を短縮してほしい
 - ③ 利用状況報告を廃止・簡素化してほしいなど、事務手續の簡素化を求める意見が多く寄せられている。
- また、「出し手ではなく受け手を支援してほしい」という意見や「機構に貸したくても、機構が借りてくれない」という意見も出ている。

【農業者や現場の事業担当者の意見】

担い手

- 農用地利用集積計画(集積計画)による貸借と比べ、農地バンク事業での貸借は、手續に必要な書類が多く、借受希望の応募から貸付けまでに要する期間が長い。
- 集積計画による貸借では求められていなかった年1回の利用状況報告は、新たな負担であり省略・簡素化してほしい。
- 機構から借りている農地と農地利用集積円滑化団体から借りている農地が混在しており、貸借の期間や賃料の支払先が異なるので、手間がかかる。
- 受け手支援があると、条件が多少合わなくとも機構を通じて借受けを行なうインセンティブになる。

県・農地バンク

- 農地バンク事業で農地を借入・転貸するためには、集積計画、農用地利用配分計画(配分計画)という2つの計画が必要となるため、時間が掛かり事務が煩雑。
- 配分計画の公告前の縦覧を不要とするなど、貸付けまでの期間短縮できる方法を模索してほしい。
- 円滑化団体に比べて手間がかかる。受け手の利用状況報告など手續が多い。
- 市町村段階と県段階に手續が分かれているので、簡単にしてほしい。
- 農業者の高齢化や担い手不足が進む状況を踏まえ、出し手ではなく、受け手を支援してほしい。

出し手

- 機構に農地を貸したいと思い、窓口に相談したら、受け手が見付かる見込みがないので借りられないと言われた。

(6) 農地バンク事業の課題（つづき）

3. 機構と地域とのつながりが弱い

- 機構の職員は増加しているものの、まだ不十分であり、農地利用最適化推進委員や市町村区域を事業範囲とする農地利用集積円滑化団体との連携をより強化すべきだという意見もある。

【機構の職員数の推移】

	H27年度	H28年度	H29年度
本部	554	575	609
支所・現場	414	478	498
計	968	1,053	1,107

資料：農地政策課調べ ※都道府県の兼任職員を含む